

第 51 回高知県消費生活審議会 議事要旨

日 時：平成 29 年 2 月 9 日（木） 10：00～12：00

場 所：高知共済会館 3 階 藤

出席者：（委員）

西岡委員、柳田委員、野町委員、竹田委員、久保委員、菊池委員、山中委員、
青木委員、福留委員、武内委員、仁井田委員

（事務局）

中村文化生活部副部長、山本県民生活・男女共同参画課長、三觜同課課長補佐、
安岡県立消費生活センター所長 ほか

概 要：

1 開 会

事務局職員司会のもと、開会。

委員 15 名中 11 名の出席で審議会は成立。

2 部長挨拶

中村文化生活部副部長から挨拶。

3 協議事項

高知県消費者教育推進計画の最終案について

山本県民生活・男女共同参画課長より説明を受け、次の質疑応答があった。

（委員）

国が作った基本方針のあとに付いている、附属資料の 40 ページのイメージ図の位置付けが疑問。国が作った資料だとは思いますが、どういう位置付けなのか。

（事務局）

これは国の基本方針の中で示されているものである。

（委員）

40 ページは拡大した部分だけということか。それなら目次は分けない方がいいのではないか。

（事務局）

そこは修正をさせていただく。

(委員)

概要の右に記載している「自ら気づき、判断し、行動することができる消費者+よりよい社会の発展に寄与する消費者」というのが目指すべき姿だと思うが、1ページの計画の趣旨で埋没している。そういう目指すべき姿をもう少し打ち出してはどうか。

(事務局)

概要の右の端の「自ら気づき、判断し…」という部分が、最初の1ページではっきり出て来ていないというところは検討し、また最終、会長とも相談させていただきたい。

(委員)

目標数値が非常にインプットの的なものが多い。そういった目標数値は、これから色々ブラして考えていくという話もあったが、今後どのようにするのか。

(事務局)

他県の計画を見ても、目標数値が同じようなかたちで非常に少ないのが実情である。今回はこの目標数値でいきたいと思うが、色々事業をやっていく中で目標数値として入れたらいいものが出てきたら、見直しをしていきたい。

(委員)

せっかくなので、PDCAを回すというのをどこかに入れたらいいと思う。本文に書くか書かないかは別にしても、PDCAは是非お願いしたい。

(事務局)

PDCAという言葉は出ていないが、第6章の計画の推進のところ、推進体制、消費生活審議会の意見を聞きながら計画の策定や修正について協議していくこと、また、進行管理についても、この審議会に報告し検証を行なって、必要な部分については今後の施策に反映することを記載している。

(委員)

いくつか言葉が素人にはわからないカタカナの用語が多い。括弧書きで書いたら素人にもわかりやすいと思うのでお願いしたい。

(事務局)

もう一度見返して、わかり難いなという部分があったら注釈を入れるようにする。

(委員)

消費生活センターの受付時間が日曜日から金曜日の9時から4時45分というのを、もう少し拡大するという事は可能か。

(事務局)

日曜日と昼休みも相談対応をしている。現時点では拡大等の考えはない。

(事務局)

9時から4時45分というのは受付時間であり、その後1時間くらい対応することもあり、ここで全部シャットアウトということではない。また、メール等でも受け付けている。

(委員)

せめて6時ぐらいまでは受け付けてほしい。

(事務局)

センターの設管条例があり、それに規定をしている。現段階で延ばすということは、今まで検討もしていなかったが、状況を見ながら、またいずれ検討したい。

補足として、土日の対応は、県の消費生活センターは日曜日が開いており、高知市のセンターは土曜日が開いているので、高知市と県とで土日をフォローしている。

(委員)

日曜日に相談を受け付けているのはすごくいいことだと思う。

件数的に曜日別では何曜日の受け付けが多いのか、また、時間帯ではいつごろがピークなのか。

(事務局)

27年度のデータでは、平日が11件ぐらい、日曜日が5.5件ぐらいである。曜日では特にこの曜日が多いとか少ないとかということはないが、相談が少なかった日が続いた翌日は多いということはある。

時間的なものは、データをとっていない。

(委員)

すぐその場でお答えができない案件もあるかと思うが、そういう時は、電話番号をお聞きして、こちらからおかけするという対応をしているのか。

(事務局)

お受けした電話とか来庁した相談で、その時に解決する案件もあるし、数ヶ月、業者との間でやりとりをするケースもある。それは、こちらから連絡する必要があるので、ご相談者の了解をいただいて連絡先を確認したうえで対応している。

(委員)

なかなか現実的には賢い消費者にはなれないため、被害に遭った時に泣き寝入りをせず、恥ずかしがらずに言える教育というのが必要だと思う。

相談先が分からないとどこに相談していいのかわからないため、高校生向けの冊子を作る際は、全国の相談先を載せていただきたい。

また、卒業間際ではなく、早い時期に配って消費者教育専任の非常勤職員や学校の先生が授業で使えるようにし、契約などの問題だけでなく例えば労働法なども含めて、巣立っていく若者にとって大事な1冊になればいいと思う。

(事務局)

消費者ホットラインへ電話すれば全国の窓口につながるという仕組みではある。他県で作っている冊子も参考にして、全国の窓口を入れるほうがいいのか検討させていただきたい。

また、来年度から配置する教員OBの非常勤職員が学校現場のことに詳しいと思うので、色々考えながら冊子も作っていききたいと思う。また、学校の授業で使えるような教材というの、すぐには難しいかもしれないが、学校メンバーとやりとりしながら、作っていききたいと思っている。

配布時期なども、学校現場には色々事情があると思うので、そういったこともお聞きしながらやっていきたい。

(委員)

消費者教育を推進していくうえで、社会に出る前の学校教育機関、あとは高齢者になってからどのように教育を推進していくか、周知していくかということが重要だと思う。

消費者教育専任非常勤職員の配置も検討しているということがパブリックコメントの1ページの2に書いていたが、具体的にもう非常勤職員の配置というのは計画に入っているのか。

また、家庭での取り組みというのも重要だと思うが、そのへんはどうお考えか。

(事務局)

非常勤職員の件は、来年度の予算がまだ確定していないが、来年度から1名、消費生活センターのほうに配置をする方向で進んでいる。

また、家庭でのそういった教育というのは大事だと思う。地域でサポーターさんを今後増やしていきたいと思っているので、是非その地域でそういったことを伝えるような役割を担っていただきたい。

(委員)

地域コミュニティによる消費者教育推進拠点づくりも今後考えていただけたら、家庭と高齢者を含めた地域の見守りというものを進めることができるのではないかと。

(事務局)

計画の 25 ページに、消費者教育の調整役のイメージ図というものを載せており、その中で消費者教育専任の非常勤職員の役割としては、教育委員会と消費者教育の推進をつなぐ役割が中心になってくると思っている。

また、地域での見守り等にもつながっていくところは、くらしのサポーターさんとか様々なかたちの人材育成をする中で、地域や関係団体との連携を深めていく取り組みを行っていききたい。

(委員)

これから先の考え方として、例えば子ども食堂が高齢者から子どもの居場所づくりになっているように、高齢者と若者達が交流しあう場づくりというのも必要ではないかと。

将来的に若い力と高齢者の知恵を借りる仕組みづくりが構築できたらいいと思う。

(事務局)

日本一の健康長寿県構想の中で、来年度から子ども食堂を進めていくところである。

子どもの居場所づくりということで、あったかふれあいセンターなど既存の施設も活用しながら広げていきたい。

また、そういう中で、学校とか教育現場のほうとも協力しながら進めていけたらと考えている。

(事務局)

県のほうで補助金があり、昨年度清水のほうで、おじいちゃん、おばあちゃんと子どもと一緒に消費者教育を学ぶというふうな事業に補助をした。またそういうのがあれば、補助金などを使っていたきたい。

(委員)

実際被害にあった人がどういう被害にあったかというのが具体的にわからないと、同じ被害が続いていくのではないかと。

(事務局)

出前講座の中で、高齢者をだますいろいろな手口の紹介や、くらしのサポーターさんや開催者の方にお芝居をしてもらうなど、より身近に感じてもらえるような手法を織り交ぜて被害に遭わないよう講座を行っている。いろんな手口が出てくるので、それも踏まえて対応していきたい。

(委員)

計画案の概要、第5章の「〇拡」はどういう意味か。

(事務局)

現在もやっている事業もありますけど、もう少し拡充して取り組んでいくという印で、予算に関係してくるものもある。

(委員)

本当に消費者教育というのは喫緊の課題だが、現場では非常に遅れているのが実情である。そういう面で、学校現場に非常勤講師を派遣してくださるといった計画が進んでいるということは大変いいことであり、ありがたいことだと感じている。

(委員)

これは消費者が被害にあわないために予防するという計画案だが、被害にあった後の対処についても、この計画案の中に少し入れたほうがいいのではないか。

(事務局)

被害にあわれた方への対応については、他県でもそういった部分までは、この消費者教育推進計画には出て来ていない。

今回の消費者教育推進計画においては、予防などの視点で周知したり教育していくというふうな内容にしたいと思っている。

(事務局)

これは県の計画なので、具体的なところについては、それぞれの事業の中でやっていくということになるが、実際に注意喚起をしていくとか、対応をとっていくということは、この中におりませているというふうにご理解いただきたい。

4 報告事項

平成 29 年度当初予算概要について

山本県民生活・男女共同参画課長より報告を受け、次の質疑応答があった。

(委員)

新しい事業で出ている消費者教育専任の非常勤職員の設置、新成人向けといったところの現状と課題が計画の本体には入っているように思えないが、計画にふれてなくてもいいのか。

(委員)

13 ページに、小中高等学校、特別支援学校等というところがあって、小学校では、社会科や家庭科を中心に、正しい金銭感覚や適切な消費行動がとれる力を育成していますとあり、家庭科などで出納簿の記入の仕方なども指導するようにしている。

犯罪といったところについては、なかなか至っていない。

(事務局)

若者が消費者トラブルにあいやすいという部分の現状と課題のところは、9 ページの上の課題のところ、「本県では、未成年から成年になる 20 歳前後で県外へ転出する若者も多く」というところに記載している。また、7 ページの下の部分にも同じような記載をしている。

(委員)

計画に戻ってしまうが、資料 4 の 18 ページの取組項目の表の一番下に、「フェアトレード商品の購入など」という具体的な文言があるが、他県にもフェアトレードを具体的に記載した計画はあるのか。

賛同しない方もいらっしゃるかもしれないので、他県の事例を把握していたら教えていただきたい。

(事務局)

前回の審議会でも、できるだけ具体を書けるものということで追加している。他県の計画にそういう言葉が使われているかどうかというのを見ながら検討させていただく。